

## 民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 平成26年 [す] 第 3133 号

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。  
販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出  
されました。当協会まで至急ご連絡ください。

本状は「総合消費者民法特例法」上、「司法認可通達書」  
となります。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から  
書類通達(口頭弁論期日呼出通知)の後、指定裁判所へ  
出廷となります。また裁判後の処置として給料の差し押さえ、  
動産物・不動産物の差し押さえの強制執行となります。また、  
執行官による「執行証書の交付」を拒否することはできません。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容  
(原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した  
契約内容など)のお問い合わせについては、必ずご本人より  
お願い致します。

当協会があなたに対して訴訟を起しているのではありません。

《窓口》

03-4580-9621

受付時間 9:30 ~ 18:00 (土・日・祭日を除く)

全国司法支援センター

〒151-0066 東京都 中野区 中央 2-33-3 中野中央ビル5F